

【参考】

任意接種における救済制度について（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法に基づく救済）

医薬品副作用被害救済制度

医薬品副作用被害救済制度は、医薬品医療機器法上の承認を受けた医薬品を適正に使用したにもかかわらず健康被害が生じた場合に対して医療費、医療手当、障害年金等の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年12月20日 法律第192号、最終改正 平成28年12月16日 法律第108号）に基づく公的制度とし、当該者が請求することになります。

生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品感染等被害救済制度は、生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品が原因で感染症に罹り、入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害について救済を行う制度です。平成16年4月1日以降に使用された生物由来製品によって生じた感染被害について救済給付が行われます。

問い合わせ先は下記のとおりです。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話：0120-149-931（フリーダイヤル）（月～金：9時～17時（祝日・年末年始を除く））

URL：<http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0020.html>

Eメール：kyufu@pmda.go.jp